

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	・群馬県児童相談システム登録データ
行政機関等の名称	群馬県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活こども部 児童福祉・青少年課
個人情報ファイルの利用目的	<p>①児童の調査、生育歴、状態、過去の関わり、経過の観察を記載したもので援助方針等に役立てるもの。</p> <p>②厚生労働省「児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」の開発に係るAIアルゴリズム開発への協力するため、児童記録票の一部を加工し、厚生労働省からの委託を受けた民間事業者へ提供するもの。</p> <p>③18歳未満の児童の臓器移植を行おうとする医療機関（以下「臓器提供施設」という。）から、臓器提供対象児童に関係する過去の虐待相談等の情報について、児童相談所に対して照会があった場合において、備考欄記載の情報を当該臓器提供施設に提供するとき。</p>
記録項目	<p>氏名、識別番号（個人番号を除く）、性別、生年月日・年齢、本籍・国籍、住所・居所、電話番号、家族状況、親族関係、婚姻歴、職業・職歴、学業・学歴、成績・評価、財産・収入、納税状況、公的扶助、意見・要望、相談内容、趣味・し好、信条、病歴・健康診断等の結果・医師等による指導・診療・調剤に係る全ての情報・身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害等、犯罪歴・刑事事件又は少年事件に関する手続きの状況、犯罪被害歴</p>
記録範囲	児童相談所が受理した相談者

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	<p>②：提供期間は、令和5年1月19日から令和7年3月31日まで。（秘密保持契約書締結期間）</p> <p>③：提供する情報は、</p> <p>(1) 対象児童についての虐待相談としての対応経過の有無及びその期間</p> <p>(2) 対象児童のきょうだいの虐待相談としての対応経過の有無及びその期間並びに不審死及び乳幼児突然死症候群に関する情報の有無</p> <p>(3) 当該児童の家庭におけるDV（平成13年法律第31号配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力をいう。）に関する情報の有無及びその時期</p>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給資格者台帳（名簿）
行政機関等の名称	群馬県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活こども部 児童福祉・青少年課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当受給者の管理
記録項目	<p>1 証書記号・番号、2 受給資格者氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 前住所（市町村名）7 金融機関名、8 口座番号、9 預金種類、10 口座名義人、11 債権額、12 請求先・請求日、13 統計コード、14 連絡先（自宅電話番号又は携帯電話番号・勤務先電話番号）、15 認定年月日、16 支給開始年月、17 支給停止年月、18 資格喪失年月日、19 手当月額、20 支給手当月額、21 2子加算額、22 3子以上加算額、23 年金調整後月額、24 一部支給停止適用後の月額、25 転出先・転出年月日、26 国籍、27 外国人登録番号、28 在留期間、29 事由発生年月日、30 通称名、31 振込停止期間、32 郵便振替開始年月、33 当初支給年月日、34 事由発生年月日、35 適用除外（適用除外期間、適用除外事由）、36 未決定による振込停止、37 5年等満了月、38 一部支給停止上限額、39 対象児童（氏名、生年月日、続柄、同居別居の別、該当事由・年月、有期事由・年月、在留期間、事由発生年月日・当初支給年月日、非該当事由・年月日、障害認定の有無、障害手帳番号—級—判定年月日—発行者）、40 父又は母の状況（父又は母の氏名、生年月日、障害認定区分、障害等級、障害種別、年金種別）、41 年度別月別該当児童数、42 所得変更前情報、43 年度別所得状況（現況</p>

	届の提出の有無、所得の適否、生活保護受給状況、受給者の所得状況、配偶者・扶養義務者の所得状況）、44 適用除外（届の提出の有無、期間、事由）、45 停止金額（期間、金額）、46 支払状況（年度別・期別金額、支払年月日）、47 未調整分金額、48 減額適用による調整額、49 備考、50 公的年金等状況（公的年金等種類、年金額、年金証書記号・番号、公的年金等適用年月）	
記録範囲	児童扶養手当受給資格者	
記録情報の収集方法	本人提出の児童扶養手当受給申請書（認定請求書、変更届等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（町村児童扶養手当事務担当課） <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）群馬県 生活こども部 県民活動支援・広聴課 情報公開係 （所在地）〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当受給資格者台帳（名簿）
行政機関等の名称	群馬県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活こども部 児童福祉・青少年課
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当受給者の管理
記録項目	<p>1 証書記号・番号、2 受給資格者氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 前住所（市町村名）7 金融機関名、8 口座番号、9 預金種類、10 口座名義人、11 年金受給の有無、12 債権額、13 請求先・請求日、14 連絡先（自宅電話番号又は携帯電話番号・勤務先電話番号）、15 認定年月日、16 支給開始年月、17 支給停止年月、18 資格喪失年月日、19 手当月額、20 支給手当月額、21 転出先・転出年月日、22 国籍、23 外国人登録番号、24 在留期間、25 通称名、26 振込停止期間、27 郵便振替開始年月、28 対象児童（氏名、生年月日、続柄、同居別居の別、在留期間、該当事由・年月、有期事由・年月、非該当事由・年月日、特児等級・障害種別・認定区分、障害手帳番号一級一判定年月日一発行者）、29 父の状況（氏名、生年月日、障害認定区分、障害等級、障害種別、年金種別）30 年度別月別該当児童数、31 所得変更前情報、32 年度別所得状況（所得状況届の提出の有無、所得の適否、受給者の所得状況、配偶者の所得状況、扶養義務者の所得状況）33 支払い状況（年度別・期別金額、支払年月日）、34 支給停止期間 35 備考</p>
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者

記録情報の収集方法	本人提出の特別児童扶養手当受給申請書(認定請求書、変更届等)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (市町村特別児童扶養当事務担当課) <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 群馬県 生活こども部 県民活動支援・広聴課 情報公関係	
	(所在地) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

備 考	
-----	--

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付台帳
行政機関等の名称	群馬県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活こども部 児童福祉・青少年課
個人情報ファイルの利用目的	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還状況の管理
記録項目	1 担当事務所、2 資金名、3 貸付決定年月日、4 貸付決定番号、5 氏名、6 住所、7 電話番号、8 変更前住所、9 生年月日、10 勤務先、11 本籍地、12 連帯借受人（氏名、住所、電話番号、変更前氏名、生年月日、勤務先、修学校名、専修区分、国公私立、開始学年）、13 連帯保証人（氏名、住所、電話番号、変更前氏名、生年月日、勤務先、続柄）、14 貸付事項（貸付始期、貸付終期、貸付金額、貸付月額、貸付方法、据置期間、金融機関コード、預金種目、口座番号、金融機関名、口座名義人、口座名義人カナ）、15 貸付金の異動（異動前金額、異動前月額、増額金額、増額期間、減額金額、減額期間、停止辞退金額、停止辞退期間、再開金額、再開期間）、16 償還事項（償還始期、償還終期、償還方法、償還回数、猶予期間、初回償還額、2回以降償還額、納入方法、利子補給、金融機関コード、預金種目、口座番号、金融機関名、口座名義人、口座名義人カナ、納入者、償還計画変更年月、納入方法変更年月、預金口座変更年月）、17 調定予定月、18 償還計画（回別、納期限、元金、利子、合計、残高元金、残高利子、残高合計）、19 償還情報（償還金額（元金、利子、合計）、納入年月日、内入金、免除等）、20 違約金（計算期間、金額、納入・免除年月日、免除等）

記録範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付申請者	
記録情報の収集方法	本人提出の母子父子寡婦福祉資金貸付申請書（ほか各種届出書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（各保健福祉事務所） <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）群馬県 生活こども部 県民活動支援・広聴課 情報公開係	
	（所在地）〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	